



意匠分類記号	意匠分類の名称
C5-30	食卓用容器又は保存用容器

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
C5-30	全	食卓用容器又は保存用容器	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
定義			
食生活で使用する食卓用及び保存用容器。			
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
食物を直接飲み食いする容器及び、食物を調理する容器は含まない。 包装用容器は含まない。			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
母乳保存用袋(搾乳した母乳を衛生的に保存するための密閉部や目盛、そそぎ口などを有した、独特の形態の保存用袋)は、願書及び添付図面の記載から母乳保存用の袋であることが明らかであれば、意匠に係る物品を「包装用袋」等としていても、F4-400台(包装用袋)ではなく、当分類C5-30に含むものとする。			
C5-30 1173601号 母乳保存用袋		C5-30 1157629号 包装用ビニール袋	
			
過去に分類した物品の名称			
母乳保存用袋			